

第2期大台町国土強靱化地域計画

2026年（令和8年）3月

三重県大台町

〈目次〉

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

1-1	計画の策定趣旨	1
1-2	大台町を強靱化する意義	1
1-3	計画の位置づけ等	2
1-4	想定するリスク	3

第2章 大台町の地域特性等

2-1	大台町の地域特性	4
(1)	位置	4
(2)	気候・降水量	4
(3)	地理的条件	5
(4)	人口動向	7
(5)	産業特性	7
(6)	都市の状況	8
2-2	大台町に影響を及ぼす大規模自然災害	10
(1)	過去の主な災害	10
(2)	南海トラフ地震の被害予測	11
(3)	土砂災害	15
(4)	洪水浸水想定	19

第3章 大台町国土強靱化の基本的な考え方

3-1	大台町国土強靱化の基本目標	22
3-2	大台町国土強靱化を進める上での留意事項	22

第4章 大台町の脆弱性評価と強靱化の推進方針

4-1	脆弱性の評価	23
(1)	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	23
(2)	施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	25
(3)	脆弱性評価結果	26
4-2	推進すべき施策の方針	27
(1)	リスクシナリオごとの施策の方針	27
目標1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	27
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	36
目標3	必要不可欠な行政機能を確保する	45
目標4	経済活動を機能不全に陥らせない	47
目標5	情報通信サービス、電力等、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	50
目標6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	55

第5章 計画推進の方策

5-1	地域計画の進捗管理	60
(1)	計画の進捗管理	60
(2)	計画の見直し	60

■	重要業績指標（KPI）一覧表	61
---	----------------	----

■	脆弱性評価結果（別紙1）	63
---	--------------	----

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」が公布・施行され、2014年(平成26年)6月には国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）」が策定されました。2023年（令和5年）6月に国土強靱化基本法の改正が行われ、同年7月に国の基本計画が改訂されました。国土強靱化を推進する上での基本的な方針にデジタル等新技術の活用や地域における防災力の一層の強化が追加されました。

三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、2015年（平成27年）7月に「三重県国土強靱化地域計画（以下「県の地域計画」という。）」が策定されました。その後、2020年（令和2年）10月には、社会情勢や災害リスクの変化等を踏まえた改訂が行われ、2025年（令和7年）10月には、近年の災害から得られた新たな知見や、国の基本計画の内容を反映する形で、改訂されました。

本町では、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本町の強靱化に関する施策を国の基本計画や県の地域計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携・協力のもと、総合的、計画的に推進するための指針として、2021年（令和3年）3月に「大台町国土強靱化地域計画」を策定しました。その後、基本計画や県計画が改訂されたことを踏まえ、本町においても現行計画の見直しを行い、新たに「第2期大台町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

1-2 大台町を強靱化する意義

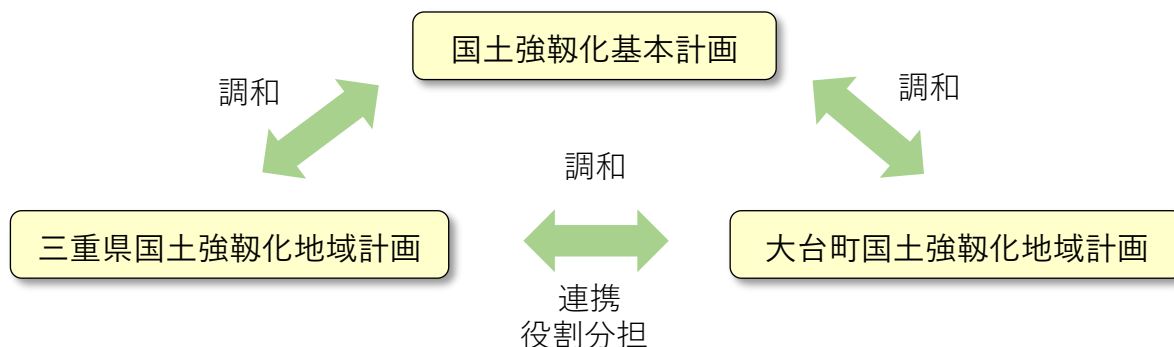
大台町を強靱化する意義は、本町の地域特性や想定される被害を考慮した上で、以下のとおりとします。

<p>大規模自然災害が発生した場合にも、町民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、町民生活や地域の産業・経済活動を維持すること</p>
--

1-3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町が直面するさまざまな大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化・優先順位づけを行い、国の基本計画と県の地域計画との調和及び連携・役割分担を図ります。



また、本計画は「大台町第 2 次総合計画（2021 年(令和 3 年)4 月)」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「大台町地域防災計画（2025 年(令和 7 年)5 月改定)」など、本町におけるさまざまな分野の計画等の指針となる性格を有するものです。

(2) 対象とする区域

計画の対象区域は本町域とし、本町が主体となる取組を中心に扱うこととします。ただし、大規模自然災害等による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要なとなる国や県、民間事業者等との連携や役割分担を考慮します。

1-4 想定するリスク

本町に被害が生じる地震、豪雨・台風（洪水）、土砂災害、異常湧水等の大規模自然災害を基本とします。

■大台町で想定するリスク

三重県で想定されるリスク (三重県国土強靱化地域計画)

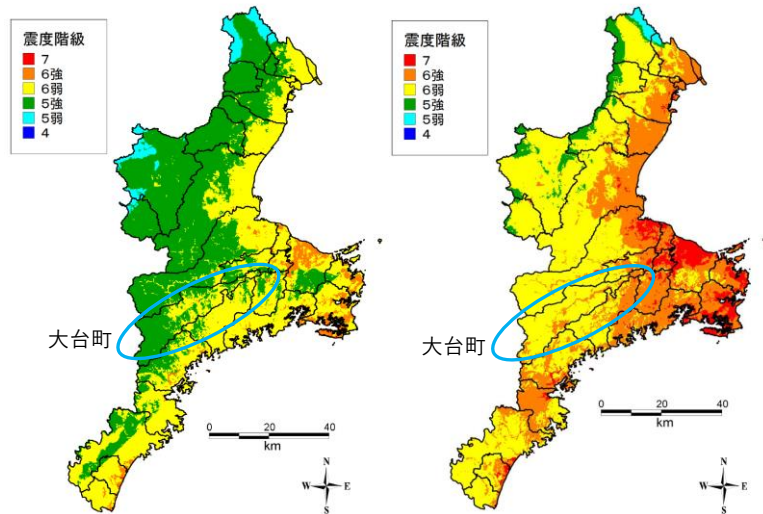
- 地震・津波
- 豪雨・台風
(洪水・高潮)
- 土砂災害
- 異常湧水

○地震

- ・南海トラフ地震で想定される大台町の最大震度は6強～7

【過去最大クラス】

【理論上最大クラス】



出典：地震被害予測調査（2016年（平成28年）、三重県）

○豪雨・台風（洪水）

- ・大台町が関係する水防警報河川・水位周知河川⇒宮川水系

○土砂災害

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○異常湧水

- ・上水道、農業用水

第2章 大台町の地域特性等

2-1 大台町の地域特性

(1) 位置

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接しています。

(2) 気候・降水量

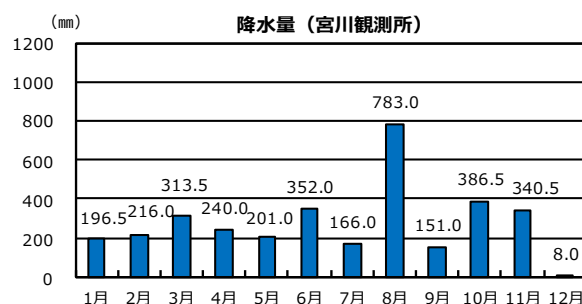
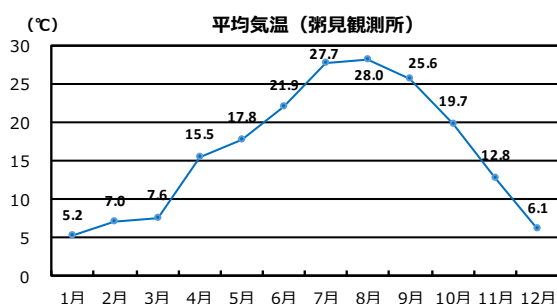
本町の気候は比較的温暖な南海型気候区に属し、粥見地域気象観測所（松阪市）における、2024年（令和6年）の冬季の平均気温は5.2～7.0℃、夏季は21.9～28.0℃でした。冬季は最低気温が氷点下になることもあり、山間部では寒暖の差が大きく、積雪もあります。

また、全国でも有数の多雨地域であり、年間降水量は、宮川上流域で過去5年間の平均は、3,227.9mmとなっています。

■大台町の広域的位置づけ

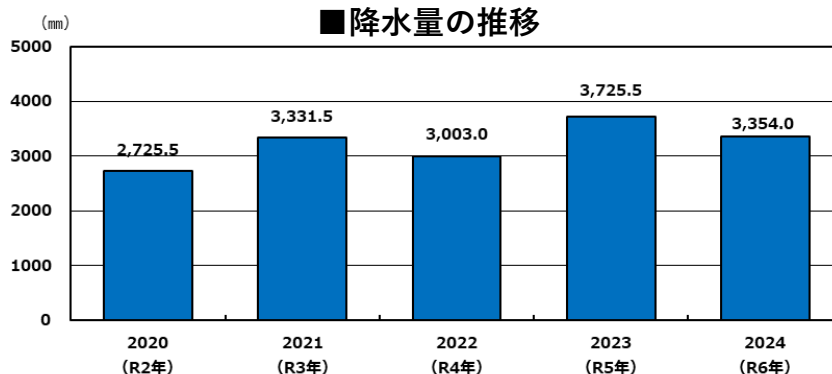


■月別平均気温、降水量（月別）



※資料：平均気温：粥見観測所、降水量：宮川観測所、気象庁 2024年（令和6年）

■降水量の推移



資料：気象庁（宮川観測所）

(3) 地理的条件

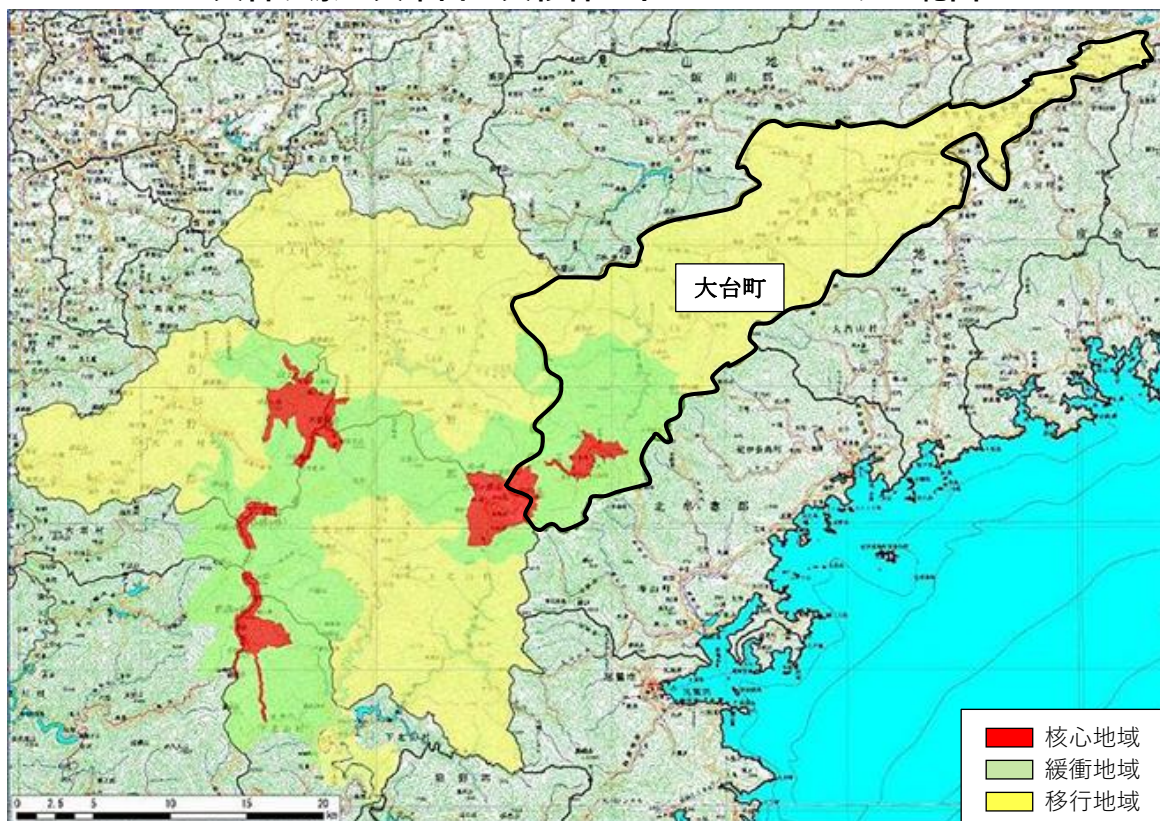
本町は豊かな自然に恵まれ、町域面積は県内の町では最大の 362.86 km²、そのうち、約 93%が森林となっています。

河川は、大台ヶ原を源とする一級河川「宮川」が本町の中央を西から東に流れています。宮川の上流域は 1,000m 級の山々が囲む急峻な地形で、両岸の山峡の合間に集落と耕地が点在する山村となっています。

また、本町全域が「大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク」に指定されるとともに、本町南部は「吉野熊野国立公園」、北部が「奥伊勢宮川峡県立自然公園」に指定されています。

道路は紀勢自動車道、国道 42 号、国道 422 号を軸に県道、町道が配置されています。鉄道は紀勢本線に柘原、川添、三瀬谷及び滝原の 4 駅が設置され、北は津市、松阪市及び南は尾鷲市に通じています。

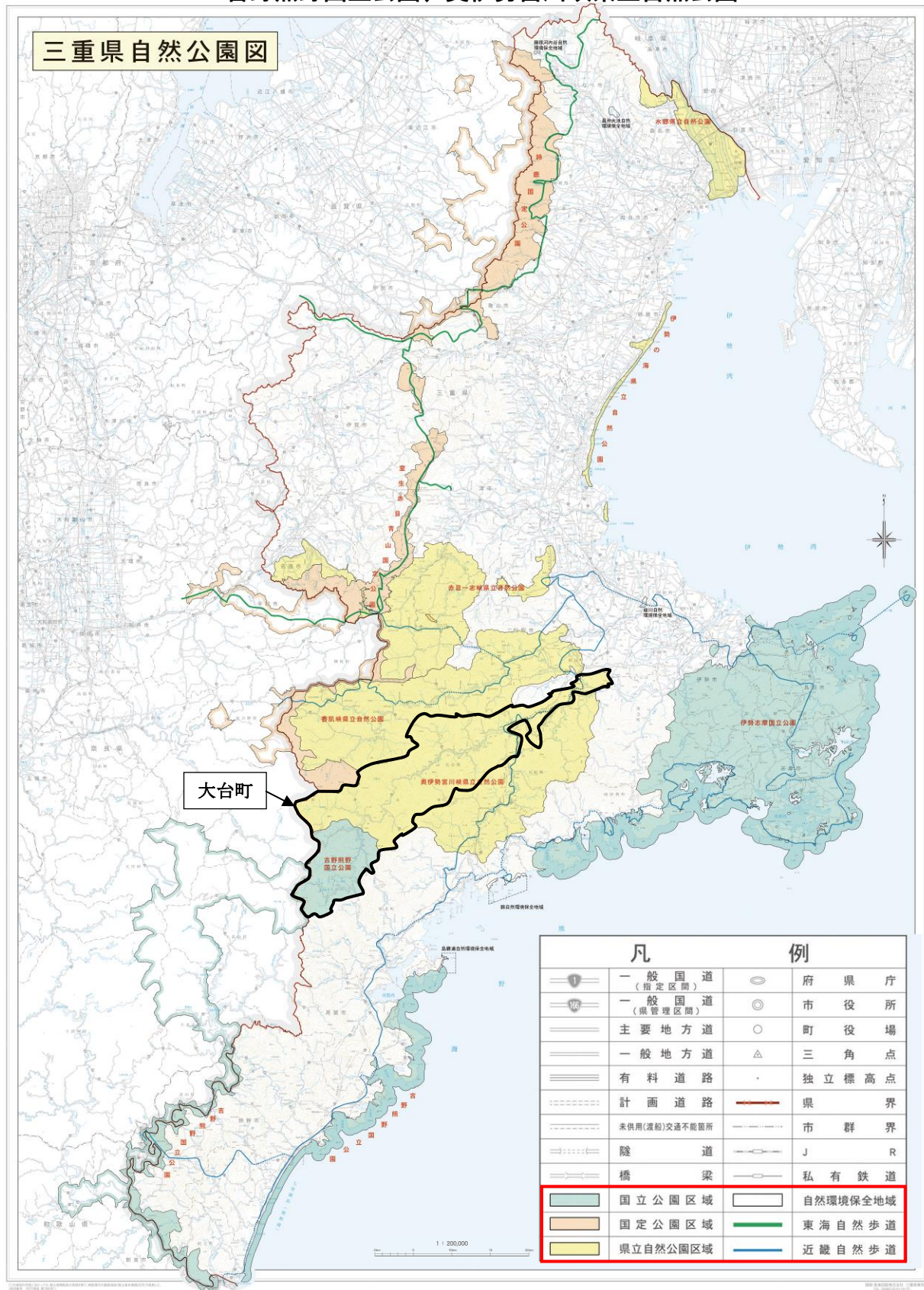
■大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークの範囲



資料：日本ユネスコエコパークネットワーク

- ・ 核心地域：見事なまでに多様で美しい生態系が保たれている、原生の自然が息づく地域です。
- ・ 緩衝地域：核心地域を取り囲むように設定された地域、自然公園法などの法律によって外部環境の変化が核心地域に及ぶのを防ぐ緩衝の役割を果たします。
- ・ 移行地域：人々が自然の恵みを受けながら、さまざまな社会生活を営む地域です。

■吉野熊野国立公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園

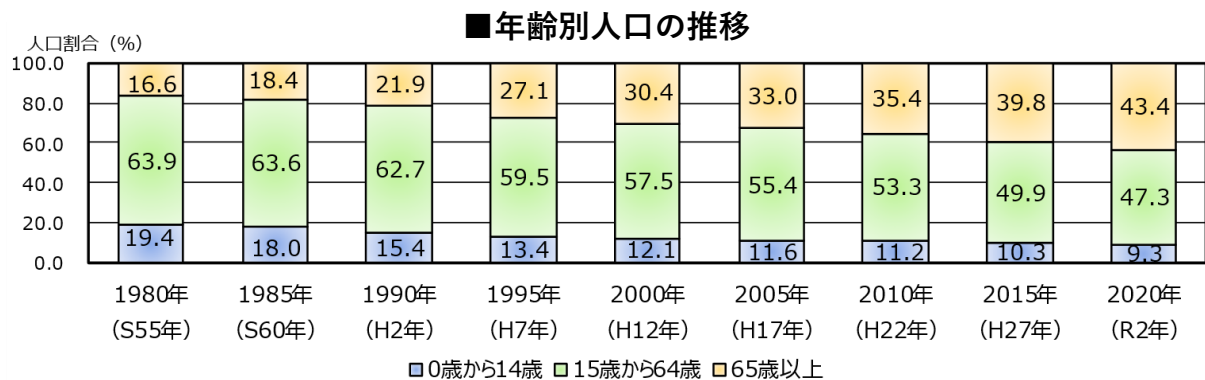
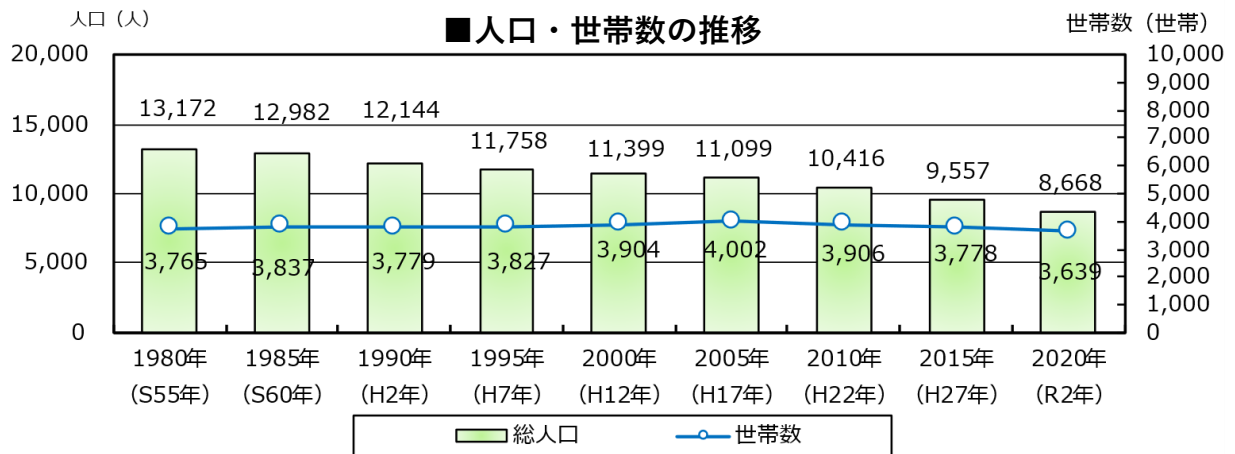


資料：三重県

(4) 人口動向

本町の人口は、1980年（昭和55年）が13,172人（3,765世帯）、2020年（令和2年）が8,668人（3,639世帯）で、4,504人の減少となっています。

65歳以上の人口は、1980年（昭和55年）の16.6%から2020年（令和2年）には43.4%に増加しています。参考：2020年（令和2年）の65歳以上人口：全国（28.6%）、三重県（29.9%）



(5) 産業特性

本町の産業別就業人口の構成比は、1960年（昭和35年）には第一次産業49.5%、第二次産業20.8%、第三次産業29.6%でしたが、2022年（令和4年）には、第一次産業4.2%、第二次産業24.8%、第三次産業69.8%となり、サービス業を中心とする第三次産業への転換が全体的な傾向となっています。

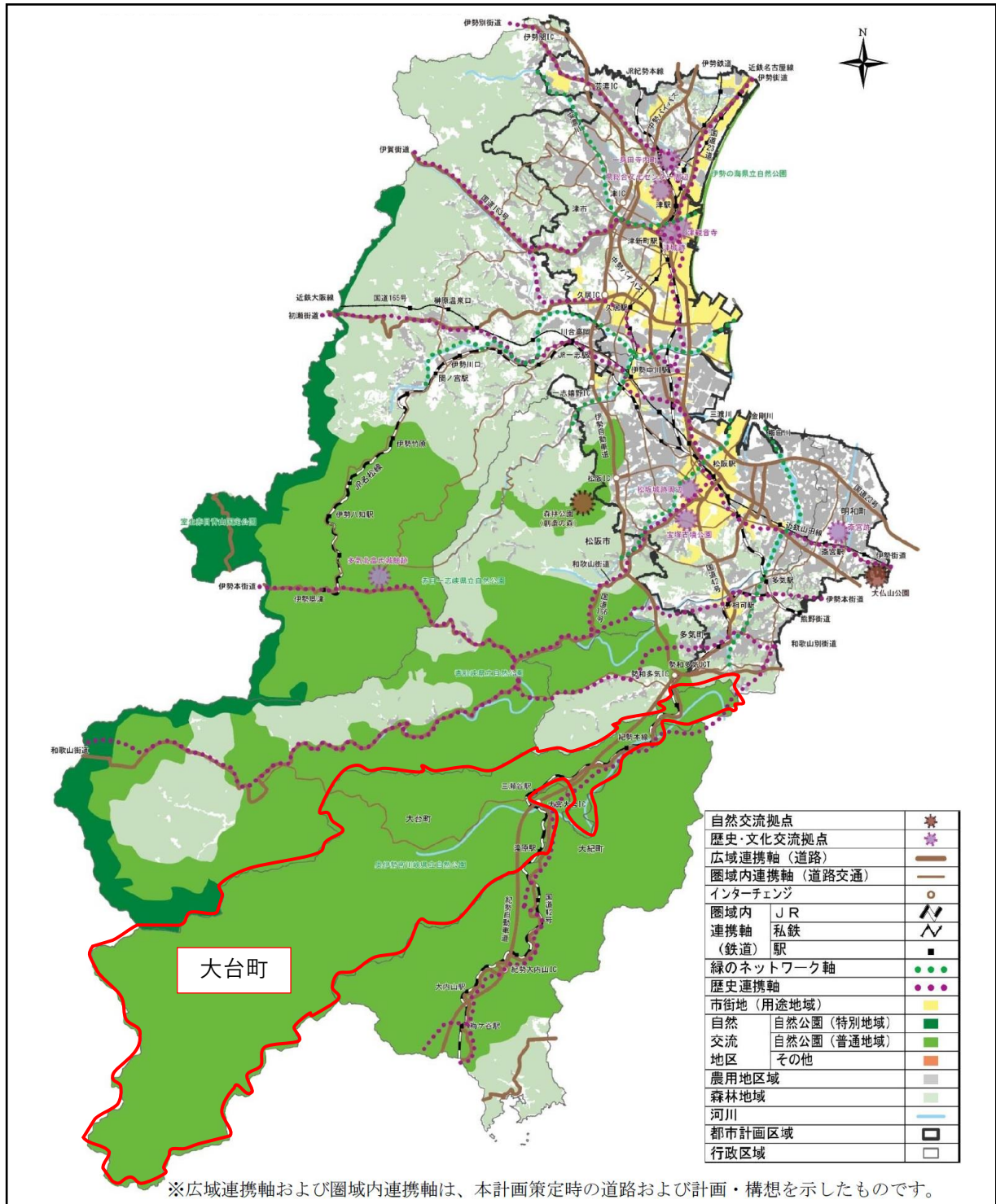
第一次産業は、農業・林業従事者がともに減少する中で、特に農業従事者が急激に減少しています。第二次産業では、昭和末期に増加していた製造業や、横ばい傾向にあった建設業は、近年減少しています。第三次産業では、サービス業は2005年（平成17年）まで増加傾向にありましたが、その後は減少しています。また、卸売・小売業は1995年（平成7年）まで横ばいでしたが、その後は微減しています。

(6) 都市の状況

① 将来都市構造

本町は、三重県都市計画区域マスタープランにおいて、自然公園を中心とした「自然交流地区」に位置づけられています。

■ 中南勢圏域の将来都市構造図



② 地域交通

本町における公共交通体系は、町営バス、三重交通(株)の路線バス、JR 紀勢線が中心で、ここから外れる交通空白地域には4路線のデマンドタクシーが運行されています。

■町営バス・デマンドタクシー利用者の推移

単位：百人

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
町営バス廃止代替路線	328	310	346	351	325
町営バス南岸中心路線	10	7	9	7	7
デマンドタクシー	39	30	33	29	27

資料：大台町資料



デマンドタクシー

③ 交通事故

交通死亡事故は減少傾向にありますが、近年の大台警察署管内の死亡事故の約8割は高齢者が関係しており、高齢者が当事者となる事故の割合が高くなっています。

■町内交通事故発生状況

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
人身事故(件)	15	10	13	14	10
死亡者数(人)	2	1	0	2	0

資料：「三重の交通統計」(三重県警察)



警察署や交通安全協会などとの連携による交通安全啓発活動

2-2 大台町に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 過去の主な災害

①風水害

年次	災害要因	町内の主な被災内容
1904年(明治37年) 7月9日	暴風雨	舟木橋・滝見橋流出
1934年(昭和9年) 9月30日	暴風雨	流木約2万数千本(損害約5千円)、山林風倒木(損害見積額約3万円)、その他県道崩壊・決壊ヶ所多数、農作物被害、電灯線被害
1938年(昭和13年) 9月5日	暴風雨	山林約2町歩崩壊、住宅1戸埋没
1959年(昭和34年) 9月26日	伊勢湾台風	道路決壊、堤防決壊、水田流出・埋没1ha、水田冠水49ha、被災家屋699戸
2004年(平成16年) 9月29日	台風21号	豪雨災害、死者6名、行方不明者1名、重傷者2名、家屋全壊27戸、大規模半壊3戸、半壊18戸、床上・床下浸水97戸、道路・河川等土木被害111箇所、地すべり対策等災害関連25箇所、治山事業120箇所、林道・農地・水道被害582箇所など被害総額約350億円
2011年(平成23年) 9月4日	台風12号	豪雨災害、家屋全壊1戸、半壊5戸、床上・床下浸水9戸、道路・河川等土木被害25箇所(町道新大杉谷線持山橋崩落含む)、林道被害24箇所など

資料：大台町地域防災計画(2025年(令和7年)5月改定)

②地震災害

年次	名称	震度	町内の主な被災内容
1707年(宝永4年) 10月4日	宝永地震	M8.4	—
1854年(安政元年) 12月23日、24日	安政の大地震	M8.4 M8.4	—
1819年(文政2年) 7月18日	伊勢・美濃 中心の大地震	—	—
1891年(明治24年) 10月28日	濃尾地震	M8.0	老朽家屋の倒壊
1944年(昭和19年) 12月7日	東南海地震	M7.9	若干の半壊家屋
1946年(昭和21年) 12月21日	南海地震	M8.0	—

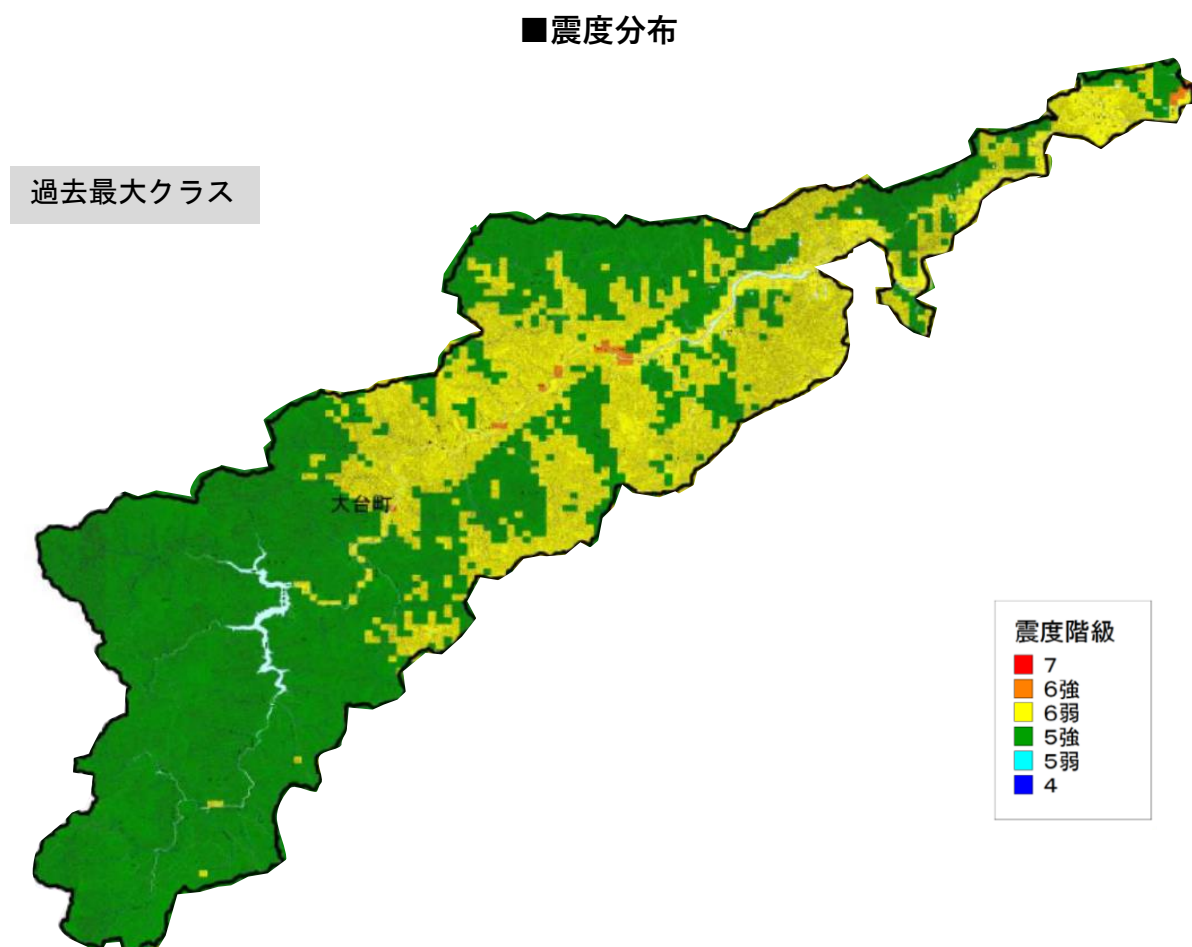
資料：大台町地域防災計画(2025年(令和7年)5月改定)

(2) 南海トラフ地震の被害予測

三重県が実施した「震度予測分布図（2013年度（平成25年度）地震被害想定調査）」の「過去最大クラス」及び「理論上最大クラス」の地震による被害予測は下記のとおりです。

①震度分布

「過去最大クラス」では、町の大部分で震度5強～6弱（一部震度6強）が想定されています。



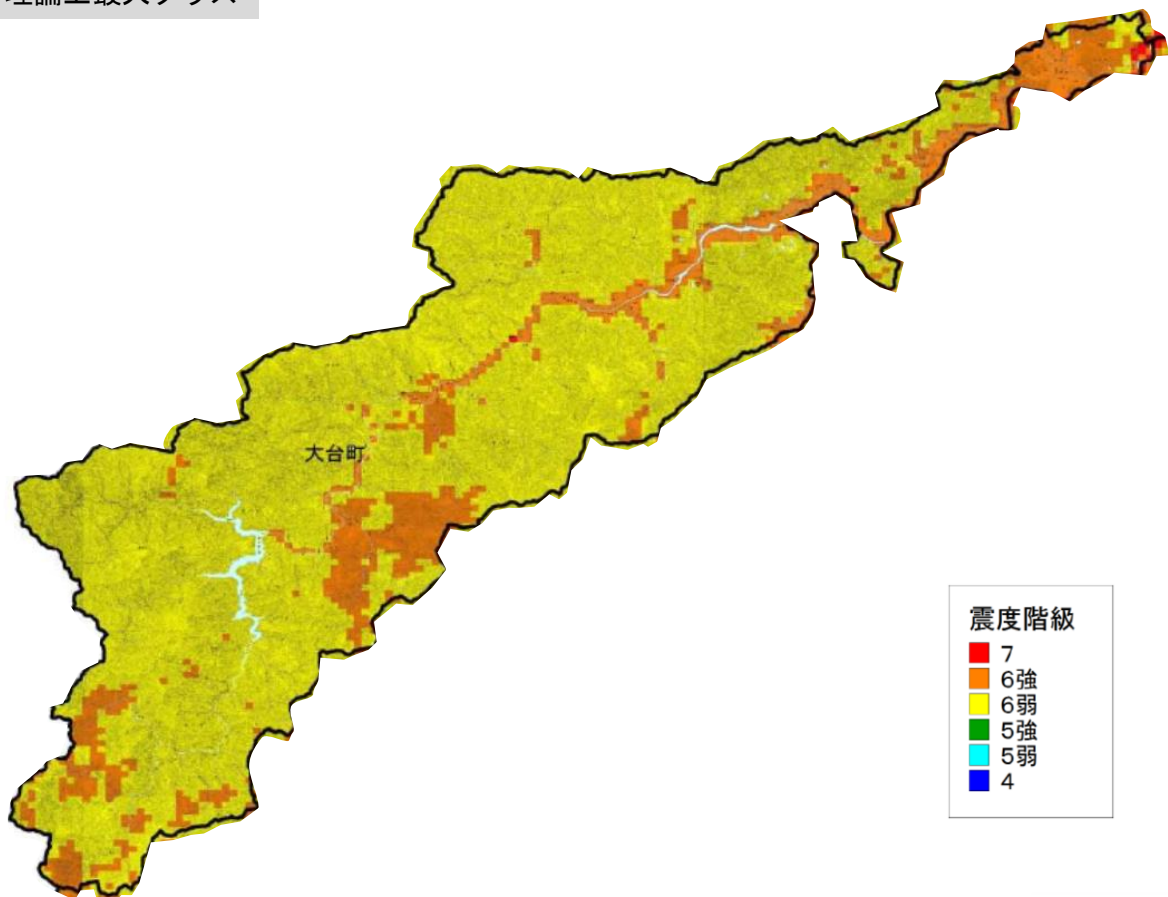
1. 過去最大クラスの南海トラフ地震

過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震

資料：震度予測分布図（2013年度（平成25年度）地震被害想定調査（三重県）

一方、「理論上最大クラス」では、震度6弱～6強（一部震度7）が想定されています。

理論上最大クラス



2. 理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震

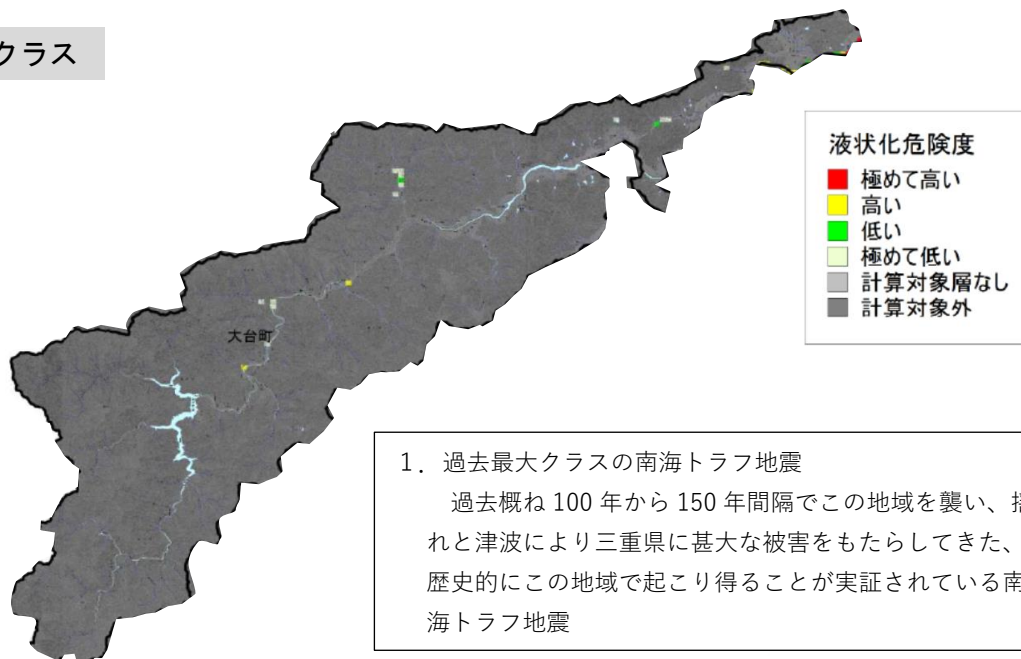
資料：震度予測分布図（2013年度（平成25年度））地震被害想定調査（三重県）

②液状化危険度

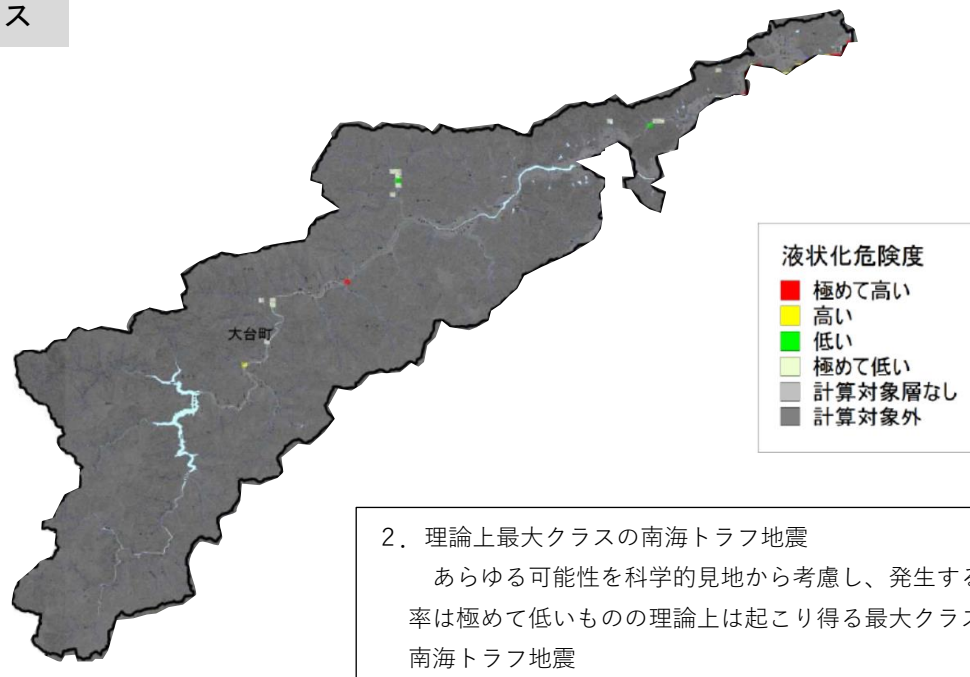
町域全体において、液状化の危険度は町の大部分が「計算対象外」となっていますが、ごく一部に極めて高い、高い、低いなどが存在しています。

■液状化危険度

過去最大クラス



理論上最大クラス



資料：液状化危険度予測分布図（2013 年度（平成 25 年度））地震被害想定調査（三重県）

③ 建物被害（全壊・焼失棟数）

想定地震の区分	三重県		大台町	
	過去 最大クラス (冬夕方)	理論上 最大クラス (冬夕方)	過去 最大クラス (冬夕方)	理論上 最大クラス (冬夕方)
揺れによる全壊	約 23,000 棟	約 170,000 棟	約 200 棟	約 1,600 棟
液状化による全壊	約 5,900 棟	約 6,200 棟	—	—
津波による全壊	約 38,000 棟	約 37,000 棟	—	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約 700 棟	約 1,100 棟	—	—
地震火災による焼失	約 2,100 棟	約 34,000 棟	—	約 10 棟
合計	約 70,000 棟	約 248,000 棟	約 200 棟	約 1,600 棟

資料：三重県地震被害想定結果（数表等）（2014年（平成26年））

④ 人的被害（死者数、早期避難率低の場合）

想定地震の区分	三重県		大台町	
	過去 最大クラス (冬深夜)	理論上 最大クラス (冬深夜)	過去 最大クラス (冬深夜)	理論上 最大クラス (冬深夜)
建物倒壊等による死者	約 1,400 人	約 9,700 人	約 10 人	約 100 人
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	（約 70 人）	（約 500 人）	—	—
浸水・津波による死者	約 32,000 人	約 42,000 人	—	—
（うち自力脱出困難）	（約 700 人）	（約 5,400 人）	—	—
（うち逃げ遅れ）	（約 31,000 人）	（約 37,000 人）	—	—
急傾斜地崩壊等による死者	約 60 人	約 100 人	—	—
地震火災による死者	—	約 900 人	—	—
死者数合計	約 34,000 人	約 53,000 人	約 10 人	約 100 人

資料：三重県地震被害想定結果（数表等）（2014年（平成26年））

⑤ ライフライン被害（発災直後）

項目	三重県	大台町
	過去最大クラス	過去最大クラス
上水道の断水率	96%	99%
下水道の機能支障率	25%	89%
電力の停電率	89%	89%
通信【固定電話】の不通回線率	96%	89%

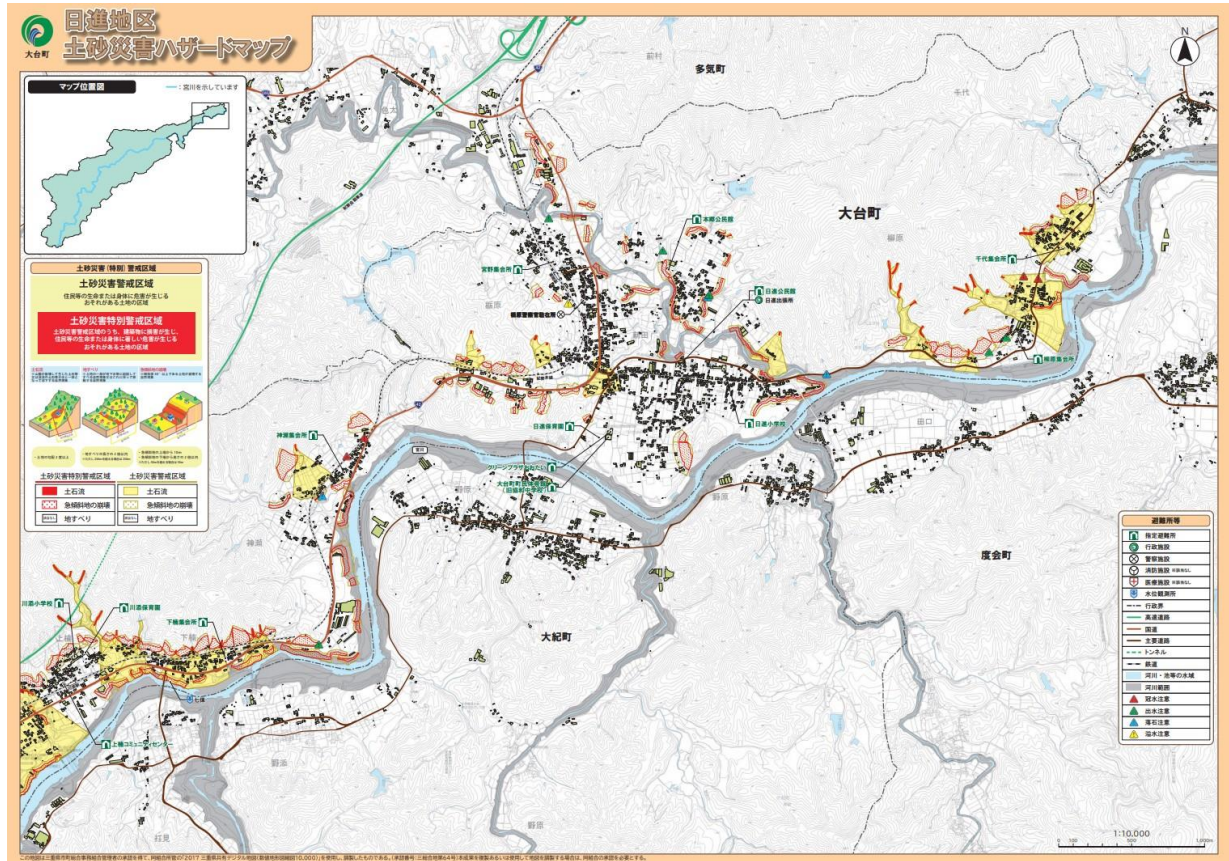
資料：三重県地震被害想定結果（数表等）（2014年（平成26年））

⑥ 帰宅困難者

南海トラフ地震において、町内に発生する帰宅困難者数は「約 780 人」と予測されています（「三重県地震被害想定結果（数表等）」（2014年（平成26年）））。

(3) 土砂災害

宮川の河川沿いを中心として、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が広範囲に分布しており、土砂災害のおそれの高いところがあります。



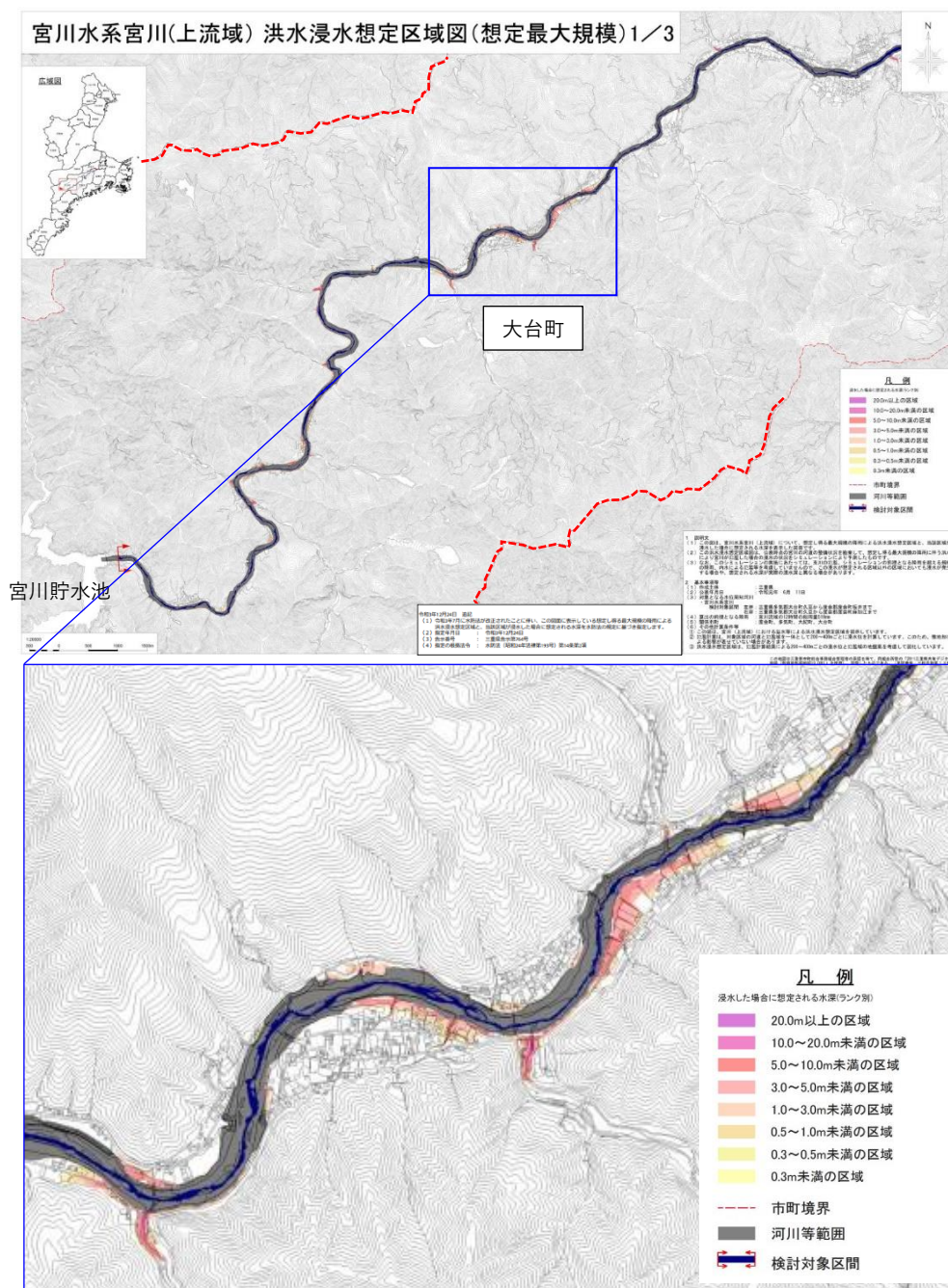
資料：大台町土砂災害ハザードマップ（2021年（令和3年））

(4) 洪水浸水想定

① 想定最大規模 (1/3 : 町西部)

三重県が作成した「宮川水系宮川(上流域)洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」では、「町内の一部で、農地・資材置場・家屋等の浸水の可能性がある。」と想定されています。

なお、想定最大規模の降雨とは、その地域(宮川の場合、「紀伊南部」)で過去に観測された最大降雨量を基準として設定されており、その降雨量は「519mm/12時間」となっています。



資料：洪水浸水想定区域図(2019年(令和元年)、三重県)

第3章 大台町国土強靱化の基本的な考え方

3-1 大台町国土強靱化の基本目標

国の基本計画や県の地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">I 人命の保護が最大限図られることII 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されることIII 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化IV 迅速な復旧復興 |
|---|

3-2 大台町国土強靱化を進める上での留意事項

本町の強靱化の基本目標の達成に向け、引き続き国の基本計画（平成30年策定）に掲げられていた基本的な方針を踏まえ、以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 本町の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進➤ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進➤ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進➤ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫➤ 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備➤ 高齢者、子ども、障がいのある人、外国人、妊産婦等、多様な配慮を要する方々への配慮・支援 |
|---|

第4章 大台町の脆弱性評価と強靱化の推進方針

4-1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

県の地域計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本町の地域特性を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

ア 事前に備えるべき目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ3 必要不可欠な行政機能を確保する4 経済活動を機能不全に陥らせない5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
|---|

イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生		
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、交通の混乱	
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
II. 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下
		4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3 異常湯水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
IV. 迅速な復旧復興	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

資料：三重県国土強靱化地域計画（2025年(令和7年)10月改訂）のリスクシナリオから本町に該当するリスクを抽出

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

県の地域計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり 11 の「個別施策分野」及び 6 の「横断的分野」を設定しました。

個別施策分野		横断的分野
①行政機能	⑦交通・物流	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑧農林水産	②人材育成
③保健医療・福祉	⑨地域保全	③官民連携
④エネルギー	⑩環境	④老朽化対策
⑤情報通信	⑪土地利用	⑤研究開発
⑥産業構造		⑥デジタル活用

(3) 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果（別紙1に掲載）のポイントは次のとおりです。

ア ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

地震や台風等の到来が初期の災害につながることを抑制するハード整備と、ハード整備の想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを、阻止する必要があります。

イ 国、県及び民間事業者等との連携

地域強靱化を推進していくためには、町の実績だけでは十分ではなく、国、県、周辺市町及び民間事業者等と適切な役割分担の下、連携・協力しながら取り組むことが重要です。

ウ 地域特性に応じた地震対策の推進

本町は「地震被害想定調査（2013年(平成25年)）」の「理論上最大クラス」の地震について、町の大部分で震度6弱～6強（一部震度7）が想定されており、地震への地域強靱化が求められています。

エ 地域特性に応じた風水害対策の推進

本町の中心部を流れる宮川においては、蛇行や狭小区間が多く、周辺は土砂災害の危険性の高いところも多いことから、これまでも2004年（平成16年）、2011年（平成23年）の台風などで甚大な被害を受けました。そのため、豪雨による浸水被害、土砂崩れなどへの対応による地域の強靱化が求められています。

4-2 推進すべき施策の方針

脆弱性評価結果（別紙1）を踏まえ、本町における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。推進すべき施策の方針は、リスクシナリオごとにまとめています。

各分野における施策の推進に当たっては、下記にまとめた「リスクシナリオごとの施策の方針」の着実な推進を図ることとし、重要業績指標（KPI）（町事業）により施策の達成度・進捗の把握を行います。

（1）リスクシナリオごとの施策の方針

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 倒壊のおそれのある1981年（昭和56年）5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足している場合には、低コストで部分的な耐震化が可能な「耐震シェルター」を含め、耐震改修のための設計・工事への支援を行う。
- 不特定多数の者が利用する物販店舗等の大規模建築物について耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。
- 宅地の耐震診断、耐震化を促進する。

（各種施設の耐震化等）

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等、不特定多数の人が集まる施設や避難所としての機能が期待される施設について、施設管理者の協力も得ながら、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める。

（エレベーター閉じ込め事故対策の促進）

- 大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する。

（沿道構造物の倒壊防止等）

- 避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する。

(交通施設の耐震化)

- 鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。

(無電柱化の推進)

- 大規模な自然災害が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難障害が及ぶことが想定される。このため、「三重県無電柱化推進計画」に基づき道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める。

(避難場所等となるオープンスペースの確保)

- 大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

(災害対策本部における体制の確保・強化)

- 施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

(広域的な連携体制の構築)

- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの連携強化を図る。

(一時滞在施設の確保)

- 沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。また、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 災害時に地域で自ら行動できる体制を整備する。

(町民による自発的な防災活動の促進)

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民による自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(被災建築物応急危険度判定士の養成)

○大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する。

(被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保)

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる必要人数を確保する。

(被災宅地危険度判定士の養成)

○宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する。

(重要業績指標)

◆住宅の無料耐震診断件数（累計）	： R6 239 件 ⇒ R12 289 件
◆木造住宅耐震改修補助件数（累計）	： R6 7 件 ⇒ R12 12 件
◆要援護者宅の家具固定実施件数（累計）	： R6 124 件 ⇒ R12 200 件
◆年間1回以上防災訓練を実施する自主防災組織数	： R6 16 組織 ⇒ R12 38 組織

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(災害対応機関等の対応能力向上)

○町民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模火災の発生を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。

(民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。
- 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民による建物の建て替えや改善の取組を支援する。

(狭あい道路の整備促進)

○災害時の避難路や消防車両等の通行確保を図るために、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する。

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進等により、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

(救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化)

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、消防活動を的確に実施するための体制及び装備資機材を整備する。
- 常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する。
- 消防団員及び自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。
- DMAT（災害派遣医療チーム）の実動訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る。

(危険な密集市街地の解消に向けた取組)

- 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民による建物の建て替えや改善の取組を支援する。

(水道の耐震化等)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆管路の耐震適合率 : R6 29.64% ⇒ R12 31.46%
- ◆配水管路の耐震化率 : R6 23.99% ⇒ R12 26.45%
- ◆基幹管路の耐震化率 : R6 41.08% ⇒ R12 47.98%

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索及び交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化及び装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

(継続的な防災訓練や防災教育等と、町民による自発的な防災活動の促進)

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(河川の整備)

- 河道掘削や護岸の整備・機能強化等の対策等を進める。

(河川・砂防施設の点検と対策)

- 河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。

(水害リスク情報の充実)

- 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成を進める。
- 河川監視カメラや水位計投の整備・更新を行い、町民の適切な避難行動を促すための防災情報を提供する。

(治水対策の推進)

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する。

(ため池の耐震化等)

- 農業用ため池や地すべり危険個所において大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化や地すべり防災対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。
- 農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る。

(緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) との連携)

○国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

(関係機関との情報共有)

○国の総合防災情報システム等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める。

(救助活動能力 (体制、装備資機材、人材) の充実向上)

○災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、自主防災組織、消防団等の充実強化を促進する。

○身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(重要業績指標)

◆洪水ハザードマップを使った啓発：R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年

1-4 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など) 等による多数の死傷者の発生

(災害対応機関等の対応能力向上)

○大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

(継続的な防災訓練や防災教育等と、町民による自発的な防災活動の促進)

○身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(適切な情報の提供)

○町民の迅速な避難行動を促すため、防災みえJP やメール、SNS、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」及び大台町防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」の活用など情報提供手段の多重化、多様化を進め、平常時と災害時の区別を設けず、日常的に利用している手段がそのまま非常時にも有効に機能する仕組みづくりに取り組む。

○災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線及び防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」を適正に維持管理する。

(土砂災害防止施設の整備)

- 土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。

(警戒避難体制整備等のソフト対策)

- 土砂災害危険度情報などの活用により、本町における土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の充実を図る。

(総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり)

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携)

- 国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

(避難体制整備の支援)

- 避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、県の水防情報や土砂災害警戒情報の提供などを活用し、警戒避難体制を整備する。

(救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上)

- 災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、自主防災組織、消防団等の充実強化を促進する。
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(重要業績指標)

- ◆土砂災害ハザードマップを使った啓発：R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年

1-5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

(情報収集機能の強化、適切な情報提供)

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集・伝達するため、非常時の通信手段となる防災行政無線及び防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」を適正に維持管理する。
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえJP やメール、SNS、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」及び大台町防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」の活用など情報提供手段の多重化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、平常時と災害時の区別を設けず、日常的に利用している手段がそのまま非常時にも有効に機能する活用環境の整備を推進する。

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

(避難体制整備の支援)

- 避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する。

(避難路等の整備)

- 大規模地震が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるため、避難路等の整備に向けた整備を行う。

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進等により、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める。

(沿道構造物の倒壊防止等)

- 緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。

(救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化)

○災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、自主防災組織、消防団等の充実強化を促進する。

○身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(住民による自発的な防災活動の促進)

○学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(道路の被災に起因する交通渋滞の回避)

○橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

(重要業績指標)

◆災害時要援護者台帳の更新 : R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年

◆橋梁耐震対策化数 : R6 0橋 ⇒ R12 2橋

◆地区活動、健康教室での周知啓発の回数 : R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。

(救助機関の災害対応力強化)

- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る。

(災害医療の体制整備)

- 発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。

(消防団員等の人材育成)

- 災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。
- 自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

(合同訓練等の実施)

- 町民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る。

(警察施設、消防施設の耐震化等)

- 大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化を進める。

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- 能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、衛星通信ネットワークといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、いつでも使用・利用可能な環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る。

(広域的な連携体制の強化)

- 災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める。

(災害時の石油類燃料の確保)

- 石油類燃料供給に関する協定を三重県石油商業組合大台支部と締結しているが、発災時に供給を受けるための手順書（マニュアル）の策定や、連携訓練に取り組む。
- 災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）の燃料備蓄について、三重県石油商業組合大台支部との協定の活用により促進していく。

(インフラの整備・保全)

- エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

(重要業績指標)

- ◆消防団員数 : R6 310人 ⇒ R12 335人
- ◆地区防災訓練の実施回数 : R6 1回/年 ⇒ R12 2回/年
- ◆災害時燃料供給マニュアルの策定 : R6 未策定 ⇒ R12 策定

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(住宅・建築物等の耐震化)

- そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等を促進する。

(交通渋滞の回避)

- 交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失せず提供する。
- 緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の減灯した交差点に警察官を配置したりすることで交通渋滞の緩和を図る。

(適切な医療機能の提供)

- 災害医療支援病院等が機能不全に陥らないよう、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を図る。
- 災害時においても病院（診療所）が継続して医療を提供できるよう、病院が業務継続計画（BCP）の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう支援する。

(介護保険施設における災害時の体制づくり)

- 災害時においても、利用者に必要なサービスを安定的、継続的に提供できるよう、各施設における業務継続計画（BCP）の実効性の確保を支援するとともに、災害時に中心となって対応できる人材を育成する。

(インフラの着実な整備・保全)

- 災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。

(医療リソースの需要軽減)

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく。

(医療に必要な水の確保)

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時から水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく。また、下水道が使用できない場合にも備える。

(重傷者等の搬送体制の整備)

- 被害が特に甚大な被災地で発生する重傷者等を迅速に搬送するため、被害想定や過去の災害対応等を踏まえ、災害拠点病院をはじめとする医療機関と連携した搬送体制を整備する。

(災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入態勢の整備)

- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受け入れ態勢の整備に取り組む。

(被災時の適切な活動体制の整備・人材育成)

- 福祉避難所への避難が円滑にできるよう、指定福祉避難所やケアマネジャー等の関係職種と訓練を引き続き行っていく。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保)

- 避難所等における生活ニーズに対応できるよう、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。
- 屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく。

(要配慮者への対応)

- 乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。

(避難所における必要物資の確保)

- 水道の応急対策の強化、危機時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進める。
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

(避難所以外での避難者に対する支援)

- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、近隣市町等との連携スキームの構築を推進する。
- 迅速な被災者支援のため、被災者台帳作成の事前準備を進める。

(被災者のケア体制の構築)

- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、メンタルの問題等から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、町、医療関係者、NPO 及び地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく。

(被災時の医療確保)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする。

(被災者の生活支援に向けた取組)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応し、被災者が各環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく。

(重要業績指標)

- ◆避難所開設職員研修の実施 : R6 2回/年 ⇒ R12 2回/年
- ◆重要 10 品目に係る備蓄充足率 100%の維持 : R6 100% ⇒ R12 100%
- ◆避難所資機材点検の回数 : R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(交通渋滞の回避)

- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促していく。

(物資輸送ルートの(陸路)確保)

- 緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。

(物資輸送ルート(空路)の確保)

- 被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローン等について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

(迅速な道路啓開の体制整備)

- 国、県、近隣市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の体制整備を推進する。

(水道施設の耐震化等)

- 大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める。
- 緊急時において、それぞれの区域で水道水を相互融通できるよう一部の地域では施設の整備は完了しているが、引き続き検討を進める。

(広域的な応援体制の整備)

- 「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県・市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。

(燃料の備蓄の促進)

- 学校や病院（診療所）において、燃料備蓄の活用、自家発電設備等の導入等を促進する。
- 災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所の（中核SS）燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく。

(民間物流施設等の災害対応力の強化)

- 商工団体などの公的支援機関、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）等の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。

(各家庭における備蓄量の確保)

- 水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。

(近隣市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築)

- 災害時に物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うため、受援体制づくりを進める。
- 民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。

(重要業績指標)

- ◆家庭内備蓄に係る啓発の実施回数：R6 1回/年 ⇒ R12 2回/年

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

(インフラの整備・保全)

- 帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策及び施設の老朽化対策等を着実に推進する。

(代替輸送手段の確保等)

- 帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る。

(観光地の防災対策)

- 観光事業者や観光関係団体、町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

(一斉帰宅に伴う混乱の回避)

- 鉄道・バスの運行、道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく。

(鉄道施設の耐震化)

- 鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進等により、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める。

(物資輸送ルート（空路）の確保)

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める。

(雨量規制区間の代替ルートの確保)

- 台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する。

(拠点となる指定避難所の機能強化への支援等)

- 災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を図る。

(災害発生時に避難路等となる林道、農道の整備)

- 農山村地域において、集落と幹線道路等を結ぶ避難路等として重要となる林道、農道の整備を進める。

(災害発生後の機動的・効率的な活動の確保)

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る。

(民間備蓄等との連携)

- 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

(災害情報の収集・活用)

- 被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、先端技術により収集した映像・画像の災害情報を活用する。

(孤立地域における必要物資・資機材の確保)

- 孤立地域が発生した場合に備えた必要物資や資機材を確保するため、避難所等へあらかじめ必要となる物資・資機材の備蓄を進める。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を促進する。

(感染症の発生・まん延防止)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
- ホームページ等において、感染症に関する知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行う。

(避難者の感染症対策)

- 避難者に感染症が広まらないよう、マスクや消毒液など感染症対策に必要な資材を確保するとともに、避難所の衛生環境を災害時にも良好に保つ。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。

-
- 広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、近隣市町と連携し、指定避難所以外の避難所の開設等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う。

(下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新・拡充)

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

(下水を速やかに排除、処理するための施設整備)

- 下水道区域における下水道整備は完了しているが、下水道区域外については引き続き、合併処理浄化槽整備を進める。

(水害対策の推進)

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療施設における耐震対策の取組を支援することで医療機能が維持できるようにする。

(衛生管理に必要な物品の確保)

- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、交通の混乱

(被災による警察機能低下の回避)

- 被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。

(交通渋滞・交通事故の回避)

- 大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する。

(安全かつ円滑な道路交通の確保)

- 交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。
- 一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

(重要業績指標)

◆青色回転灯装着車による防犯パトロール回数：R6 48回 ⇒ R12 48回

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(町民による自発的な防災活動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(被災による機能低下の回避)

- 大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、本町の業務継続計画（BCP）を適宜見直すとともに、装備資機材の充実強化を図る。
- 災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集・伝達手段の確保等をするとともに、民間企業及び地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備及び組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。

(災害対策本部の体制整備等)

- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。
- 災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できる体制を整備する。
- 避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

(職員の人材育成)

- 「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。

(周辺インフラの整備・保全)

- 周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

(外部からの支援による業務継続体制の強化)

- 職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく。

(避難所での電力の確保)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

(重要業績指標)

◆災害対策本部訓練の実施回数	: R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年
◆指定避難所における発電機の配備率	: R6 81% ⇒ R12 100%
◆非常参集訓練の実施回数	: R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年
◆職員用食糧等備蓄充足率	: R6 0% ⇒ R12 100%
◆町の業務継続計画 (BCP) の見直し	: R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年
◆受援計画の見直し	: R6 0回/年 ⇒ R12 1回/年
◆職員防災訓練の実施回数	: R6 1回/年 ⇒ R12 1回/年

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下

(インフラの整備・保全)

- 道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策及び施設の老朽化対策等を着実に推進する。

(企業による事業継続の取組促進)

- 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や町内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

(企業防災に関する人材育成)

- 中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）等の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」や町内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を図る。

(重要業績指標)

◆長寿命化修繕橋梁数：R6 4橋 ⇒ R12 20橋

4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大)

- 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。

(農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化)

- 被災農地や農業用ハウス等の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版BCPの普及啓発を行い、関係事業者等のBCPの策定を進める。
- 農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う。

4 - 3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水道事業者間における連携の強化)

- 上水道の耐震化を進めるとともに、災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備及び資機材の確保等、市町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める。

(広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する。

(渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進)

- 気候変動等の影響により渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用及び危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。

(水道施設の機能強化)

- 老朽化が進む上水道に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

(重要業績指標)

◆給水訓練の実施回数：R6 0回/年 ⇒ R12 1回/年

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理)

- 地域コミュニティの脆弱化や野生鳥獣による農作物への被害などにより、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり農業・農村の有する多面的機能が損なわれることから、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

(総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり)

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(土砂災害防止対策等の推進)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。
- 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

(公園施設の整備・長寿命化の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

(農山村における農業・林業等の生産活動の持続)

- 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、担い手の確保に取り組むことで、国土保全に資する多面的機能を適切に発揮させる。

(重要業績指標)

- ◆野生鳥獣による農水産物被害金額：R6 7,610千円 ⇒ R12 6,850千円
- ◆森林整備（間伐）の実施面積：R6 450ha/年 ⇒ R12 260ha/年
- ◆森林作業道の開設延長：R3~R7 6,000m/年 ⇒ R12 3,500m/年

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報収集機能の強化、適切な情報提供)

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集・伝達するため、非常時の通信手段となる防災行政無線及び防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」を適正に維持管理する。
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえJP やメール、SNS、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」及び大台町防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」の活用など情報提供手段の多重化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、平常時と災害時の区別を設けず、日常的に利用している手段がそのまま非常時にも有効に機能する活用環境の整備を推進する。

(インフラの整備・保全)

- 停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のための公共土木施設の節電対策を推進する。

(長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持)

- 停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

(記憶媒体損失の回避)

- システムダウン及び記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。

(重要業績指標)

- ◆情報提供体制に係る基本計画策定 : R6 未策定 ⇒ R12 策定
- ◆情報伝達 (J-ALART) 訓練の実施回数 : R6 4回/年 ⇒ R12 4回/年

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（企業における事業継続計画（BCP）策定の促進）

- 事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」や町内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 再生可能エネルギーや LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

（発電所・送電線網等の災害対応力の強化）

- 災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力・ガス・水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る。

（災害からライフラインを守る事前伐採の推進）

- 倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める。

（エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施）

- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する。

5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（燃料供給ルート（陸路）の確保）

- 迅速な道路啓開を展開できる体制を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。

（ライフラインに係る防災対策の推進）

- 災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する。
- 燃料の供給連鎖の維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う。

5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の耐震化等）

- 大規模地震による被害を最小限にとどめるよう、水道施設の耐震化を進めるとともに、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化に取り組む。
- 水道施設は経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る。
- 配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る。

（上水道施設の老朽化対策）

- 将来にわたり上水道施設を維持するために、的確な維持管理・更新を行う。

（関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進）

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化を進めるとともに、雨水の利用や再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

（上水道施設の風水害対策等）

- 上水道施設が被害を受けないよう、風水害対策等を進める。

（下水道施設の老朽化対策）

- 今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。

（下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新・拡充）

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

（し尿処理体制の確保）

- 関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する。
- し尿処理については、既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。

(汚水処理施設の耐震化)

- 災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。

(重要業績指標)

- ◆生活排水処理施設整備率：R6 73.41% ⇒ R12 73.64%
- ◆公共下水道加入率：R6 80.78% ⇒ R12 87.22%
- ◆合併処理浄化槽の整備率：R6 67.23% ⇒ R12 73.64%

5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) との連携)

- 国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

(交通渋滞・交通事故の回避)

- 大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する。

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

(鉄道施設の耐震化等の推進)

- 災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策を推進する。

(的確な交通情報の提供)

- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、AIによる画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等のIT、ドローン、衛星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制を構築するなど、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供していく。

(幹線交通分断の回避)

- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有及び交通安全施設等の整備等を進めていく。

(輸送機関の確保)

- 災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を着実に進める。

(必要なインフラの整備・保全)

- 災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の地震・洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策や施設の老朽化対策を進める。

(落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策)

- 豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所や冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

(道路啓開体制の整備)

- 発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・近隣市町・建設企業との連携した訓練を実施する。

(交通における冗長性の確保)

- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を促進する。

(重要業績指標)

◆道路整備計画による事業完了路線数：R6 0路線 ⇒ R12 2路線

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(地域のコミュニティ力の向上等)

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。

(復興の事前準備)

- 被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、復旧に係る体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。

(企業による事業継続の取組促進)

- 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携)

- 国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急体制の充実を図る。

(建設業界との応急復旧体制の強化)

- 被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる体制の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。

(地域のコミュニティ力の向上等)

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。

(災害対応・事前復興を担う人材の育成)

- 大規模災害の経験や教訓を現場に生かす研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には多分野に精通した技術者等の育成を行う。
- 次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

(企業による事業継続の取組促進)

- 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

(医療機関の耐災害性の強化)

- 医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の適正かつ迅速な処理)

- 発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及び本町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを進める。
- 同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備及び有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法に関する訓練や研修会などの取組を進める。

(ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等)

- 構成町において設置するごみ焼却施設等の新設や更新において、必要な技術的支援を行うことにより、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など、災害対応力強化の促進を図る。

(災害廃棄物の広域輸送)

- 円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災者の生活再建に向けた支援)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。
- 被災者が生活再建を円滑に進められるよう、平常時から地震保険等への加入促進に向けた啓発を行う。

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や基本調査の活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する。

(建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、担い手不足が懸念されるため、就労環境の改善等を図る。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持を図る。

(重要業績指標)

- ◆地籍調査進捗率 : R6 2.58% ⇒ R12 2.88%
- ◆被災宅地危険度判定士の養成 : R6 9名 ⇒ R12 11名

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(コミュニティ力を強化するための支援)

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成及び防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく。
- さまざまな主体と連携した外国人防災リーダーの育成等を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

(地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備)

- 早期に被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく。
- 被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

(文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進)

- 石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。
- 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(文化財収容施設の整備等検討)

- 文化財を適切に保存できる収蔵施設の新設又は既存施設の改修による整備等を検討する。

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

(災害対応力の向上)

- 平時から災害の復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る。

(災害発生時の被災地外に向けた情報発信)

- 災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情

報、情報発信経路をシミュレーションする。発信する際には、国際的風評被害を防ぐため、多言語による発信を行う。

(失業対策等)

- 震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。
- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

(平時における各種復興ビジョンの検討)

- 将来の地場産業の担い手育成や、地方創生の取組及び地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

第5章 計画推進の方策

5-1 地域計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、各施策の重要業績指標（KPI）等に基づいて進捗を確認しつつ目標の達成状況の把握・検証を行い、PDCAサイクルを通じて計画を推進します。

(2) 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で新たに実施すべき事業が出てきた場合などにおいても、本計画を見直すこととします。

重要業績指標（KPI）一覧表

施策分野	重要業績指標（KPI）	現状値	目標値	関連するリスクシナリオ番号
行政機能	消防団員数	310 人 (R6)	335 人 (R12)	1-1、1-2、1-3、 <u>1-4</u> 、2-1
	避難所開設職員研修の実施	2 回/年 (R6)	2 回/年 (R12)	2-3
	重要 10 品目に係る備蓄充足率 100% の維持	100% (R6)	100% (R12)	2-3
	避難所資機材点検の回数	1 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	2-3
	災害対策本部訓練の実施回数	1 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	3-2
	非常参集訓練の実施回数	1 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	3-2
	職員用食糧等備蓄充足率	0% (R6)	100% (R12)	3-2
	町の業務継続計画（BCP）の見直し	1 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	3-2
	受援計画の見直し	0 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	<u>3-2</u>
	職員防災訓練の実施回数	1 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	3-2
住宅・都市	住宅の無料耐震診断件数（累計）	239 件 (R6)	289 件 (R12)	<u>1-1</u> 、2-1
	木造住宅耐震改修補助件数（累計）	7 件 (R6)	12 件 (R12)	<u>1-1</u> 、2-1
	要援護者宅の家具固定実施件数（累計）	124 件 (R6)	200 件 (R12)	1-1
	年間 1 回以上防災訓練を実施する自主防災組織数	16 組織 (R6)	38 組織 (R12)	1-1
	管路の耐震適合率	29.64% (R6)	31.46% (R12)	<u>1-2</u> 、2-4、4-3、 <u>5-4</u>
	配水管路の耐震化率	23.99% (R6)	26.45% (R12)	<u>1-2</u> 、2-4、4-3、 <u>5-4</u>
	基幹管路の耐震化率	41.08% (R6)	47.98% (R12)	1-2、2-4、4-3、 <u>5-4</u>
	青色回転灯装着車による防犯パトロール回数	48 回 (R6)	48 回 (R12)	3-1
	給水訓練の実施回数	0 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	4-3
保健医療・福祉	災害時要援護者台帳の更新	1 回/年 (R6)	1 回/年 (R12)	1-1、 <u>1-5</u>

※関連するリスクシナリオ番号が複数ある場合は、最も関連するものに記載（下線の番号）

施策分野	重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値	関連するリスクシナリオ番号
エネルギー	災害時燃料供給マニュアルの策定	未策定 (R6)	策定 (R12)	2-1
	家庭内備蓄に係る啓発の実施回数	1回/年 (R6)	2回/年 (R12)	<u>2-4</u>
	指定避難所における発電機の配備率	81% (R6)	100% (R12)	3-2
情報通信	情報提供体制に係る基本計画策定	未策定 (R6)	策定 (R12)	1-5、 <u>5-1</u>
	情報伝達 (J-ALART) 訓練の実施回数	4回/年 (R6)	4回/年 (R12)	1-5、 <u>5-1</u>
交通・物流	道路整備計画による事業完了路線数	0路線 (R6)	2路線 (R12)	5-5
農林水産	野生鳥獣による農水産物被害金額	7,610千円 (R6)	6,850千円 (R12)	4-4
	森林作業道の開設延長	6,000m/年 (R3~R7)	3,500m/年 (R12)	4-4
環境	森林整備 (間伐) の実施面積	450ha/年 (R6)	260ha/年 (R12)	1-4、 <u>4-4</u>
	生活排水処理施設整備率	73.41% (R6)	73.64% (R12)	5-4
	公共下水道加入率	80.78% (R6)	87.22% (R12)	5-4
	合併処理浄化槽の整備率	67.23% (R6)	73.64% (R12)	5-4
土地利用	地籍調査進捗率	2.58% (R6)	2.88% (R12)	6-4
リスクコミュニケーション	洪水ハザードマップを使った啓発	1回/年 (R6)	1回/年 (R12)	1-3
	土砂災害ハザードマップを使った啓発	1回/年 (R6)	1回/年 (R12)	1-4
	地区活動、健康教室での周知啓発の回数	1回/年 (R6)	1回/年 (R12)	1-5
人材育成	地区防災訓練の実施回数	1回/年 (R6)	2回/年 (R12)	1-3、1-5、 <u>2-1</u>
	被災宅地危険度判定士の養成	9名 (R6)	11名 (R12)	1-1、 <u>6-4</u>
老朽化対策	橋梁耐震対策化数	0橋 (R6)	2橋 (R12)	1-2、 <u>1-5</u> 、2-5、2-4、 <u>5-5</u>
	長寿命化修繕橋梁数	4橋 (R6)	20橋 (R12)	<u>4-1</u>

※関連するリスクシナリオ番号が複数ある場合は、最も関連するものに記載 (下線の番号)

(別紙1)

脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 倒壊のおそれのある1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足している場合には、低コストで部分的な耐震化が可能な「耐震シェルター」を含め、耐震改修のための設計・工事への支援を行う必要がある。
- 不特定多数の者が利用する物販店舗等の大規模建築物について耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。
- 宅地の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。

(各種施設の耐震化等)

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等、不特定多数の人が集まる施設や避難所としての機能が期待される施設について、施設管理者の協力も得ながら、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める必要がある。

(エレベーター閉じ込め事故対策の促進)

- 大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する必要がある。

(沿道構造物の倒壊防止等)

- 避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する必要がある。

(交通施設の耐震化)

- 鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模な自然災害が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避

難障害が及ぶことが想定される。このため、「三重県無電柱化推進計画」に基づき道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める必要がある。

(避難場所等となるオープンスペースの確保)

- 大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

(災害対策本部における体制の確保・強化)

- 施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

(広域的な連携体制の構築)

- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県との訓練を通じて、NPOやボランティアも含めた応援・受援などの連携強化を図る必要がある。

(一時滞在施設の確保)

- 沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する必要がある。また、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 災害時に地域で自ら行動できる体制を整備する必要がある。

(町民による自発的な防災活動の促進)

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民による自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士の養成)

- 大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する必要がある。

(被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保)

- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる必要人数を確保する必要がある。

(被災宅地危険度判定士の養成)

- 宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 町民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模火災の発生を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。

(民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。
- 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民による建物の建て替えや改善の取組を支援する必要がある。

(狭あい道路の整備促進)

- 災害時の避難路や消防車両等の通行確保を図るために、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進等により、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

（救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化）

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、消防活動を的確に実施するための体制及び装備資機材を整備する必要がある。
- 常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、広域支援体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する必要がある。
- 消防団員及び自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。
- DMAT（災害派遣医療チーム）の実動訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る必要がある。

（危険な密集市街地の解消に向けた取組）

- 地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民による建物の建て替えや改善の取組を支援する必要がある。

（水道の耐震化等）

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める必要がある。

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（災害対応機関等の対応能力向上）

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索及び交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化及び装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等と、町民による自発的な防災活動の促進）

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

（河川の整備）

- 河道掘削や護岸の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。

(河川・砂防施設の点検と対策)

- 河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。

(水害リスク情報の充実)

- 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成を進める必要がある。
- 河川監視カメラや水位計投の整備・更新を行い、町民の適切な避難行動を促すための防災情報を提供する必要がある。

(治水対策の推進)

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する必要がある。

(ため池の耐震化等)

- 農業用ため池や地すべり危険個所において大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化や地すべり防災対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。
- 農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る必要がある。

(緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) との連携)

- 国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

(関係機関との情報共有)

- 国の総合防災情報システム等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

(救助活動能力 (体制、装備資機材、人材) の充実向上)

- 災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、自主防災組織、消防団等の充実強化を促進する必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（災害対応機関等の対応能力向上）

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等と、町民による自発的な防災活動の促進）

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

（適切な情報の提供）

- 町民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.JP やメール、SNS、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」及び大台町防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」の活用など情報提供手段の多重化、多様化を進め、平常時と災害時の区別を設けず、日常的に利用している手段がそのまま非常時にも有効に機能する仕組みづくりに取り組む必要がある。
- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線及び防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」を適正に維持管理する必要がある。

（土砂災害防止施設の整備）

- 土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

（警戒避難体制整備等のソフト対策）

- 土砂災害危険度情報などの活用により、本町における土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の充実を図る必要がある。

（総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり）

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。
- 森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携）

- 国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

（避難体制整備の支援）

- 避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、県の水防情報や土砂災害警戒情報の提供などを活用し、警戒避難体制を整備する必要がある。

（救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強向上）

- 災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、自主防災組織、消防団等の充実強化を促進する必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

1-5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

（情報収集機能の強化、適切な情報提供）

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集・伝達するため、非常時の通信手段となる防災行政無線及び防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」を適正に維持管理する必要がある。
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.JP やメール、SNS、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」及び大台町防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」の活用など情報提供手段の多重化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、平常時と災害時の区別

を設けず、日常的に利用している手段がそのまま非常時にも有効に機能する活用環境の整備を推進する必要がある。

(災害対応機関等の対応能力向上)

- 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

(避難体制整備の支援)

- 避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。

(避難路等の整備)

- 大規模地震が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるため、避難路等の整備に向けた整備を行う必要がある。

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進等により、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める必要がある。

(沿道構造物の倒壊防止等)

- 緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。
- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。

(救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化)

- 災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、自主防災組織、消防団等の充実強化を促進する必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(住民による自発的な防災活動の促進)

- 学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(道路の被災に起因する交通渋滞の回避)

- 橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。

(救助機関の災害対応力強化)

- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る必要がある。

(災害医療の体制整備)

- 発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。

(消防団員等の人材育成)

- 災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。
- 自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。

(合同訓練等の実施)

- 町民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。

(警察施設、消防施設の耐震化等)

- 大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化を進める必要がある。

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- 能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、衛星通信ネットワークといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、いつでも使用・利用可能な環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る必要がある。

(広域的な連携体制の強化)

- 災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、災害ボランティア

ア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。

(災害時の石油類燃料の確保)

- 石油類燃料供給に関する協定を三重県石油商業組合大台支部と締結しているが、発災時に供給を受けるための手順書（マニュアル）の策定や、連携訓練に取り組む必要がある。
- 災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）の燃料備蓄について、三重県石油商業組合大台支部との協定の活用により促進していく必要がある。

(インフラの整備・保全)

- エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(住宅・建築物等の耐震化)

- そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等を促進する必要がある。

(交通渋滞の回避)

- 交通渋滞により、緊急自動車が行き届かない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失せず提供する必要がある。
- 緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の減灯した交差点に警察官を配置したりすることで交通渋滞の緩和を図る必要がある。

(適切な医療機能の提供)

- 災害医療支援病院等が機能不全に陥らないよう、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を図る必要がある。
- 災害時においても病院（診療所）が継続して医療を提供できるよう、病院が業務継続計画（BCP）の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう支援する必要がある。

(介護保険施設における災害時の体制づくり)

- 災害時においても、利用者に必要なサービスを安定的、継続的に提供できるよ

う、各施設における業務継続計画（BCP）の実効性の確保を支援するとともに、災害時に中心となって対応できる人材を育成する必要がある。

（インフラの着実な整備・保全）

- 災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。

（医療リソースの需要軽減）

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

（医療に必要な水の確保）

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時から水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。

（重傷者等の搬送体制の整備）

- 被害が特に甚大な被災地で発生する重傷者等を迅速に搬送するため、被害想定や過去の災害対応等を踏まえ、災害拠点病院をはじめとする医療機関と連携した搬送体制を整備する必要がある。

（災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入態勢の整備）

- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受け入れ態勢の整備に取り組む必要がある。

（被災時の適切な活動体制の整備・人材育成）

- 福祉避難所への避難が円滑にできるよう、指定福祉避難所やケアマネジャー等の関係職種と訓練を引き続き行っていく必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保)

- 避難所等における生活ニーズに対応できるよう、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。
- 屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。

(要配慮者への対応)

- 乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

(避難所における必要物資の確保)

- 水道の応急対策の強化、危機時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進める必要がある。
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

(避難所以外での避難者に対する支援)

- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、近隣市町等との連携スキームの構築を推進する必要がある。
- 迅速な被災者支援のため、被災者台帳作成の事前準備を進める必要がある。

(被災者のケア体制の構築)

- 感染症の流行やエコノミッククラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、メンタルの問題等から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、町、医療関係者、NPO及び地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

(被災時の医療確保)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

(被災者の生活支援に向けた取組)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応し、被災者が各環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(交通渋滞の回避)

- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促していく必要がある。

(物資輸送ルート(陸路)の確保)

- 緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。

(物資輸送ルート(空路)の確保)

- 被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローン等について、早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

(迅速な道路啓開の体制整備)

- 国、県、近隣市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の体制整備を推進する必要がある。

(水道施設の耐震化等)

- 大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。
- 緊急時において、それぞれの区域で水道水を相互融通できるよう一部の地域では施設の整備は完了しているが、引き続き検討を進める必要がある。

(広域的な応援体制の整備)

- 「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県・市町の応急給水体制(給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等)について、事前に情報の共有を図る必要がある。

(燃料の備蓄の促進)

- 学校や病院(診療所)において、燃料備蓄の活用、自家発電設備等の導入等を促進する必要がある。

- 災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所の（中核 S S）燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく必要がある。

（民間物流施設等の災害対応力の強化）

- 商工団体などの公的支援機関、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）等の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。

（各家庭における備蓄量の確保）

- 水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

（近隣市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築）

- 災害時に物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うため、受援体制づくりを進める必要がある。
- 民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

（インフラの整備・保全）

- 帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策及び施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

（代替輸送手段の確保等）

- 帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

（観光地の防災対策）

- 観光事業者や観光関係団体、町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。

（一斉帰宅に伴う混乱の回避）

- 鉄道・バスの運行、道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情

報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

(鉄道施設の耐震化)

- 鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進等により、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。
- 災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める必要がある。

(物資輸送ルート（空路）の確保)

- 空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの受入対策など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。

(雨量規制区間の代替ルートの確保)

- 台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する必要がある。

(拠点となる指定避難所の機能強化への支援等)

- 災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を図る必要がある。

(災害発生時に避難路等となる林道、農道の整備)

- 農山村地域において、集落と幹線道路等を結ぶ避難路等として重要となる林道、農道の整備を進める必要がある。

(災害発生後の機動的・効率的な活動の確保)

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る必要がある。

(民間備蓄等との連携)

- 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

(災害情報の収集・活用)

- 被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、先端技術により収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。

(孤立地域における必要物資・資機材の確保)

- 孤立地域が発生した場合に備えた必要物資や資機材を確保するため、避難所等へあらかじめ必要となる物資・資機材の備蓄を進める必要がある。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(感染症の発生・まん延防止)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- ホームページ等において、感染症に関する知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行う必要がある。

(避難者の感染症対策)

- 避難者に感染症が広まらないよう、マスクや消毒液など感染症対策に必要な資材を確保するとともに、避難所の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。
- 広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、近隣市町と連携し、指定避難所以外の避難所の開設等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要がある。

(下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新・拡充)

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

(下水を速やかに排除、処理するための施設整備)

- 下水道区域における下水道整備は完了しているが、下水道区域外については引き続き、合併処理浄化槽整備を進める必要がある。

(水害対策の推進)

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療施設における耐震対策の取組を支援することで医療機能が維持できるようにする必要がある。

(衛生管理に必要な物品の確保)

- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、交通の混乱

(被災による警察機能低下の回避)

- 被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。

(交通渋滞・交通事故の回避)

- 大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する必要がある。

(安全かつ円滑な道路交通の確保)

- 交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。
- 一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(町民による自発的な防災活動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(被災による機能低下の回避)

- 大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、本町の業務継続計画（BCP）を適宜見直すとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。
- 災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集・伝達手段の確保等をするとともに、民間企業及び地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備及び組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく必要がある。

(災害対策本部の体制整備等)

- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。
- 災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できる体制を整備する必要がある。
- 避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

(職員の人材育成)

- 「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。

(周辺インフラの整備・保全)

- 周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

(外部からの支援による業務継続体制の強化)

- 職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部か

らの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。

(避難所での電力の確保)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下

(インフラの整備・保全)

- 道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策及び施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

(企業による事業継続の取組促進)

- 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や町内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

(企業防災に関する人材育成)

- 中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）等の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」や町内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を図る必要がある。

4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大)

- 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

(農林業に係る生産基盤等の災害対応力強化)

- 被災農地や農業用ハウス等の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版 BCP の普及啓発を行い、関係事業者等の BCP の策定を進める必要がある。

- 農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。

4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水道事業者間における連携の強化）

- 上水道の耐震化を進めるとともに、災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備及び資機材の確保等、市町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

（広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進）

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

（渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進）

- 気候変動等の影響により渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用及び危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める必要がある。

（水道施設の機能強化）

- 老朽化が進む上水道に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

（農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理）

- 地域コミュニティの脆弱化や野生鳥獣による農作物への被害などにより、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり農業・農村の有する多面的機能が損なわれることから、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

（総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり）

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮され

るための総合的な対応を推進する必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

- 森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

(土砂災害防止対策等の推進)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。
- 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。

(公園施設の整備・長寿命化の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

(農山村における農業・林業等の生産活動の持続)

- 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、担い手の確保に取り組むことで、国土保全に資する多面的機能を適切に発揮させる必要がある。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報収集機能の強化、適切な情報提供)

- 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集・伝達するため、非常時の通信手段となる防災行政無線及び防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」を適正に維持管理する必要がある。
- 住民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.JP やメール、SNS、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」及び大台町防災行政情報配信アプリ「おおだいナビ」の活用など情報提供手段の多重化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、平常時と災害時の区別を設けず、日常的に利用している手段がそのまま非常時にも有効に機能する活用環境の整備を推進する必要がある。

(インフラの整備・保全)

- 停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のための公共土木施設の節電対策を推進する必要がある。

(長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持)

- 停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

(記憶媒体損失の回避)

- システムダウン及び記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(企業における事業継続計画（BCP）策定の促進)

- 事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」や町内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、啓発活動等により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

- 再生可能エネルギーや LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。

(発電所・送電線網等の災害対応力の強化)

- 災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力・ガス・水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る必要がある。

(災害からライフラインを守る事前伐採の推進)

- 倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携し

て、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める必要がある。

(エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施)

- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する必要がある。

5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(燃料供給ルート（陸路）の確保)

- 迅速な道路啓開を展開できる体制を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。

(ライフラインに係る防災対策の推進)

- 災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する必要がある。
- 燃料の供給連鎖の維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う必要がある。

5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化等)

- 大規模地震による被害を最小限にとどめるよう、水道施設の耐震化を進めるとともに、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化に取り組む必要がある。
- 水道施設は経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。
- 配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。

(上水道施設の老朽化対策)

- 将来にわたり上水道施設を維持するために、的確な維持管理・更新を行う必要がある。

(関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化を進めるとともに、

雨水の利用や再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

(上水道施設の風水害対策等)

○上水道施設が被害を受けないよう、風水害対策等を進める必要がある。

(下水道施設の老朽化対策)

○今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。

(下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新・拡充)

○大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

(合併浄化槽への転換促進)

○老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

(し尿処理体制の確保)

○関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する必要がある。
○し尿処理については、既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する必要がある。

(汚水処理施設の耐震化)

○災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める必要がある。

5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携)

○国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携強化を進める必要がある。

(交通渋滞・交通事故の回避)

○大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事

故を回避する必要がある。

(緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が広域的にも確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。
- 広域的な緊急時の救助・救援を担う高規格道路、直轄国道及び県管理道路の整備促進並びに町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

(鉄道施設の耐震化等の推進)

- 災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策を推進する必要がある。

(的確な交通情報の提供)

- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、AI による画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等の IT、ドローン、衛星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制を構築するなど、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供していく必要がある。

(幹線交通分断の回避)

- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有及び交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。

(輸送機関の確保)

- 災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を着実に進める必要がある。

(必要なインフラの整備・保全)

- 災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の地震・洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策や施設の老朽化対策を進める必要がある。

(落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策)

- 豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所や冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が

確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。

(道路啓開体制の整備)

- 発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・近隣市町・建設企業との連携した訓練を実施する必要がある。

(交通における冗長性の確保)

- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を促進する必要がある。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(地域のコミュニティ力の向上等)

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。

(復興の事前準備)

- 被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、復旧に係る体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める必要がある。

(企業による事業継続の取組促進)

- 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携）

- 国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急体制の充実を図る必要がある。

（建設業界との応急復旧体制の強化）

- 被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる体制の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。

（地域のコミュニティ力の向上等）

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在より良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。

（災害対応・事前復興を担う人材の育成）

- 大規模災害の経験や教訓を現場に生かす研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には多分野に精通した技術者等の育成を行う必要がある。
- 次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

（企業による事業継続の取組促進）

- 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

（医療機関の耐災害性の強化）

- 医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の適正かつ迅速な処理)

- 発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及び本町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを進める必要がある。
- 同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備及び有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法に関する訓練や研修会などの取組を進める必要がある。

(ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等)

- 構成町において設置するごみ焼却施設等の新設や更新において、必要な技術的支援を行うことにより、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など、災害対応力強化の促進を図る必要がある。

(災害廃棄物の広域輸送)

- 円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災者の生活再建に向けた支援)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。
- 被災者が生活再建を円滑に進められるよう、平常時から地震保険等への加入促進に向けた啓発を行う必要がある。

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や基本調査の活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する必要がある。

(建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、担い手不足が懸念されるため、就労環境の改善等を図る必要がある。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持を図る必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(コミュニティ力を強化するための支援)

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成及び防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。
- さまざまな主体と連携した外国人防災リーダーの育成等を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。

(地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備)

- 早期に被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。
- 被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。

(文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進)

- 石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。
- 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

(文化財収容施設の整備等検討)

- 文化財を適切に保存できる収蔵施設の新設又は既存施設の改修による整備等を検討する必要がある。

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

(災害対応力の向上)

- 平時から災害の復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る必要がある。

(災害発生時の被災地外に向けた情報発信)

- 災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする必要がある。発信する際には、国際的風評被害を防ぐため、多言語による発信を行う必要がある。

(失業対策等)

- 震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。
- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

(平時における各種復興ビジョンの検討)

- 将来の地場産業の担い手育成や、地方創生の取組及び地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

第2期大台町国土強靱化地域計画

令和8年3月

大台町 総務課

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地

電話（直通）：0598-82-3781

ファックス（直通）：0598-82-1618